

令和二年七月十日発行  
皇學館論叢第五十三卷第二号 抜刷

# 「国家神道」研究史の整理について

—— 必要性の認識と整理の視点 ——

新  
田  
均

皇學館論叢 第五十三卷第二号  
令和二年七月十日

# 「国家神道」研究史の整理について

——必要性の認識と整理の視点——

新 田 均

## □ 要 旨

筆者が「国家神道」研究史を整理する必要性を感じるに至った経緯と、整理のための視点をどのようにして獲得したのかについて述べる。具体的には、公表済みの筆者の論考を要約し、解説を加えるという形で論を進める。取り上げる論考は、「国家神道」研究余滴（『皇學館大學神道研究所報』第四〇号、平成二年十二月）、「国家神道と神道指令」（『日本「神社」総攬』平成三年一月、新人物往来社）、「W・P・ウッターの「国家神道」批判の解釈について」（『皇學館大學神道研究所報』第四六号、平成六年一月）、「W・P・ウッター「占領と神社神道」の原文と翻訳」（『皇學館論叢』第二七卷第四号、平成六年八月）、「W・P・ウッターの「国体狂信主義」論」（『谷省吾先生退職記念神道学論文集』（平成七年七月、国書刊行会）である。

## □ キーワード

国家神道    W・P・ウッター    第二次世界大戦    占領    神道指令

## はじめに

本稿は、主に、近代の神道を「国家神道」という術語に依拠して語ることの是非を検討してきた筆者の研究過程を、自ら整理しようとする試みの一環である。具体的には、筆者が「国家神道」研究史を整理する必要性を感じるに至った経緯と、整理のための視点をどのようにして獲得したのかについて述べる。なお、本稿において言及する筆者の論考は「皇學館大学学術リポジトリ」に、順次、収めていく。本稿と照らし合わせながら御覧いただければ幸いである。<sup>(1)</sup>

### 一、研究史整理の必要性の認識

筆者は昭和六十三年四月に皇學館大學神道研究所に赴任した。その当時の研究環境について、平成十五年の段階で振り返って次のように書いた。

私が近代日本の政教関係の研究を始めた頃<sup>(2)</sup>は、この分野では不明のことが多い一方で、明らかに間違いだと思われる議論が横行し、それが裁判にさえ影響を与えていた。とにかく、事実を明らかにすることでその誤りを正そうと考えて、原史料を読むことに没頭した。だが、膨大な嘘偽りのほんの一部を訂正するだけでも大変な労力と時間を要し、あせりを覚えることも多かった。

昭和六十三年に皇學館大学に就職して東京を離れると、資料館に通って事実を探求するという方法は使えなく

なった。東京にいれば、いつでも、五百円の交通費で通えたものが、伊勢からでは、たまに、二万五千円の交通費を払って通わなければならなかったからだ。地方では近代史の研究は無理なのかと悩みつつ、試行錯誤を繰り返しているうちに、既成の資料集や当時の刊行物を丁寧<sup>3)</sup>に読むという方法に行き着き、ようやくスランプを脱することができた。

東京での大学院生時代の研究拠点は、国立公文書館、国立国会図書館憲政資料室、そして早稲田大学図書館だった。そこで、『公文類纂』『公文録』『公文別録』などの原史料や豊富な蔵書を漁って、学界未見の史料によって、「国家神道」論の問題点を明らかにしようとしていた。ところが、伊勢に赴任することで、時間的制約に距離的制約も重なって、多量の資料に圧倒されながらも好きにだけ読みふける、という研究方法は使えなくなってしまった。限られた時間で、特定の資料を繰り返し読むことしかできない。偶然に与えられた試練。今から考えると、それが良かった。

誰でも閲覧可能な公刊された研究者の著作集や資料集は巷にあふれているが、その内容を熟知している者は、実のところ、著者本人や編者本人以外、それほど多くない。それに気づいて、現在および過去の論文、著書、史料集を丁寧に読み解くことから再出発することにした。

ポイントとなる研究者の著作を刊行年順に読み解いて、その思想の形成過程と構造を明らかにする。次に、それを基礎とし、繋ぎ合わせて、次第に体系的な研究史を組み上げていく。この過程の中で、重要史料を特定し、その解釈を検討し、新史料の発見に努める。こうして次第に明らかとなって来た特定の分野についての理解を基に、その背景や前提となる日本近代史全体に対する自らの見方を固めていく。さらに、自らの日本近代史全体に対する見方と特定分野についての見方との整合性を意識しながら、双方を一層明確にしていく。今日、自ら「帰納的方法」と読んで

いる筆者の研究スタイルは、このようにして次第に出来上がって行った。「必要は発明の母。偶然は発明の父」とは、誰の言葉か忘れたが、確かにそうだった。

このような研究の出発点となったのが、平成二年十二月刊の『皇學館大學神道研究所所報』第四〇号に掲載した「国家神道」研究余滴」である。ここで述べたことの要点は三つ。

① 近代の宗教行政に対する解釈史、言い換えれば「国家神道」の研究史を整理する必要を痛感するようになったこと。

② 研究史の整理をはじめて、改めて気づいたことが二つ。その一つが「神道指令」以来自明の前提とされてきた「戦争の『元凶』」としての『国家神道』という見方は、本当に、それ程、「自明」なのかは疑問であること。

③ もう一つが、村上重良氏によって、一九三〇年以降が「国家神道」の絶頂期とされ、治安維持法や宗教団体法がその典型的な構成要素されているが、この見方の正しさには疑問があること。

②の疑問の根拠として、竹山道雄の『昭和の精神史』<sup>(4)</sup>と、林房雄の『大東亜戦争肯定論』<sup>(5)</sup>を取り上げた。両者は、イデオロギーが原因となって戦争という結果がもたらされたとする村上重良氏とは正反対に、対外危機が原因となって戦争イデオロギーが生まれ、広がったという見方に立っていた。

その後、林房雄氏の議論については、これ以上に踏み込んで取り上げることがなかった。しかし、竹山道雄氏の議論については、さまざまな場面で言及することになり、筆者の導きの糸となった。

なお、ここで提起した視野の拡大、すなわち、日本の近代史全体に対する理解と評価との関連で「国家神道」を考え、位置付けるとする視点は、平成十年以降の筆者の研究の中で、次第に、中心的な位置を占めていく。

③については、治安維持法と宗教団体法のいずれもが、GHQがまだ「国家神道」の解体を意識していなかった時期に出された「人権指令」（昭和二十年十月四日）によって廃止されたことを指摘して、両者を単純に「国家神道」に含めることへの疑問を呈した。

ちなみに、近年、「皇国史観」について、新たな研究が試みられている。その中では、これまでの研究では「皇国史観」というイデオロギーについて、「なぜそのようなイデオロギーが成立したのかという方向で論じられることはほとんどなかった」と指摘<sup>(6)</sup>されている。この機会に、戦後の早い時期に、竹山氏や林氏によって、この視点からの問題提起があったことが思い出されてもいいだろう。

## 二、研究史整理の視点の獲得

「神道指令」に依拠して、「国家神道」を戦争の「元凶」と考えることを自明の理としていいのかとの疑問は、そもそも、「神道指令」の内容とはどんなものだったのか、その内容はその後の人々に正しく理解されて来たのか、という二つの疑問へと発展した。この疑問を解くために取り組んだのが、W・P・ウッダードの主張を正確に理解するという研究だった。

その結論だけを、まず公表したのが、平成三年一月刊の『日本「神社」総攬』（新人物往来社）で項目執筆した「国家神道と神道指令」の「③問題点」の部分である。

神道指令は「国家神道」を「非宗教的ナル国家的祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派」と定義しているが、その禁止事項はこの範囲を大きく越えている。しかし、指令起草者の関心が、宗教と教育から軍国主義と超国家主義を除去するという実践的課題に向けられていたため、用語の問題は正確な表現に達するまで考え抜かれることはなかった。このため、その後「国家神道」は、成立時期や内実をめぐって様々な解釈を生み、未だに一定していない。一例を挙げれば、元C I E宗教課の調査スタッフ、W・P・ウツグードは、神道指令が対象としたのは「国体のカルト」であったとし、これを明治以来の神社神道の国家管理を指す「国家神道」や、天皇・国土・国民を神話に基づいて神聖かつ不可分であると説き、祭政一致を基本教義とする「国体神道」等と区別する。彼によれば「国体のカルト」とは一九三〇〜四〇年代初期に軍国主義者や超国家主義者が「国体」について行った解釈であり、警察国家の権力によって日本国民にカルトとして強制された「国体」の教義および実践活動を指す。それは、神道の神話と思想の諸要素をふくみ、神道の施設と行事を利用したが、神道の一種とはいえず、それとはつきりと区別された独立の現象であった、という（三三五頁）。

ここで筆者がまとめたウツグードの論点は以下である。

- ①「神道指令」が排除しようとしたのは「国体のカルト」であること。
- ②「国体のカルト」は「国家神道」「国体神道」その他の「神道」と区別されるべき「独立の現象」であること。
- ③その「国体のカルト」の要点は三つ

\*一九三〇〜四〇年代初期という限られた時期に、軍国主義者や超国家主義者が「国体」について行った解釈であること。

\* 強制の主体は警察であったこと。

\* 国民に強制されたのはカルトと呼ぶべき「国体」の教義と実践であること。

ところで、近年、「国体」についての研究が盛んになり、そうした研究動向の中で、日本近代の中でも「国体」論に変容があったとする見方が支持を広げつつあるようだ<sup>7)</sup>。しかし、そうした研究者の中で、そのような視点の提示が、昭和四十年という極めて早い時期からウツダードによって行われていたことを認識している者は何人いるのだろうか。筆者がウツダードに注目したのは、彼が「神道指令」の起草・実施過程について、内部資料を駆使して体系的な研究を纏めた最初の研究者であった、と同時に、「神道指令」を批判的に検討した最初の研究者であったことによる。そもそも、「神道指令」の内容とはどんなものだったのか、その内容はその後の人々に正しく理解されて来たのか。それを問おうとしていた筆者にとって、まさに打って付けの研究対象だった。

彼に関連する著作を読み始めて最初に気づいたのは、彼の主張に対する理解が微妙にズレていることだった。大原康男氏が、ウツダードは国家神道と神社神道とを同一視した神道指令の定義が間違っていると云っている<sup>8)</sup>と理解していたのに対して、「神道指令」の起草者であるW・K・バンスは、ウツダードは国体礼賛主義 (Kokutai Cult) と国家神道 (State Shinto) との区別を主張している<sup>9)</sup>との理解を書いていた。ウツダードの関心が概念の明確化にあつたとすれば、この違いは放置できないと思つた。

そこで、彼が自らの主張をはじめて公表した昭和四十 (一九六五) 年九月の米国クレアモント市のブレイズデル研究所での発表の英文原稿を入手し、それと國學院大學日本文化研究所編の訳文とを対比してみた。その結果が、平成六年一月『皇學館大學神道研究所報』第四六号に掲載した「W・P・ウツダードの「国家神道」批判の解釈につい



て」である。この論文の要点は、次の三点である。

① ウッダードの意図は「国体礼賛主義」と「国家神道」との区別にあった。

② 「国家神道」と「神社神道」の区別は、国家神道が「神社が国有化されていた時期の神社や神社神道の信仰を指す用語」と理解されたことによって、「事実上、当時、両者の意味はまったく同じものであった」とされ、それ程問題にはされていない。

③ 彼の国家神道研究に対する最大の問題提起は、神道指令の禁止対象全体を捉える用語として「国体礼賛主義 (State Cult. or Kokutai Cult.)」を設定し、「国家神道」はその一部（あるいは、その一部分が国体礼賛主義と重なる）に過ぎないと主張したことにあつた。

前記の論文の執筆時には、筆者が依拠した英文は、ウッダードが発表当日に配布したものだと思っていた。ところが、その後、参加者に聞き取りをしてみると、國學院大學日本文化研究所編の訳文が当日配布されたペーパーを翻訳したもので、私の依拠した英文は、後日、ブレイズデル研究所が編集して参加者に配布したものである可能性が出てきた。いずれにしても、この英文を公に残し、できる限りの解説を加えておく必要があると考えて発表したのが、平成六年八月刊の『皇學館論叢』第二七巻第四号に掲載した「W・P・ウッダード「占領と神社神道」の原文と翻訳」である。この翻刻の中で、筆者はウッダードが用いた〈State Cult.〉後に彼は〈Kokutai Cult.〉を用いるようになる一に対して、先行研究者の阿部美哉氏が用いた「国体礼賛主義」ではなく、彼の意図を一層鮮明に表現することを意図して「国体狂信主義」という訳語を用いることにした。

前記のような過程を通じて積み重ねて来たウツタード研究をまとめたのが、平成七年七月刊行の『合省吾先生退職記念神道学論文集』（国書刊行会）に掲載した「W・P・ウツタードの「国体狂信主義」論」<sup>6)</sup>である。

「はじめに」では、まず、ウツタードは「国家神道」研究史の戦後の原点に位置付けられるべき研究者だという筆者の見解を述べた。

次いで、第一節で、彼の略歴を紹介した。その後、彼の主要著作の内容を三節に分けて紹介した。

まず第二節では、前述のクレアモントでの発表「The Occupation and Shrine Shinto」（一九六五年）の内容を英文に基づいて解説した。この発表における彼の主張の要点は以下のようである。

- ① 占領軍が「神道指令」によって廃止しようとしたものは「国体狂信主義」であり、その一部を構成した「国家神道」や「神社神道」とは区別して考えなければならない。
- ② 「国体狂信主義」は「神祇院ではなく政府、主に文部省に由来し、特殊なイデオロギーの受容とよく整えられたある種の慣行の遵守とを要求する特定の法規によって存在していた」。そして、それは加藤玄智の説いた「国体神道」と同一のものであった。
- ③ 「国家神道」は、神社が国有化されていた状態を指し、その期間において「国家神道」と「神社神道」とはまったく同じものであった。

④ 「国体狂信主義」は明治維新以降徐々に発展してきた慣行であり、その第一段階は神社の国有化、第二段階は「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とした帝国憲法の発布であり、第三段階は教育勅語の発布であった。

第三節では、国際宗教研研究所発行の『国際宗教ニューズ』第五・六号（一九七二年）に掲載された「連合国の占領

と日本の宗教」の内容を解説した。この論文における彼の主張の要点は以下のようである。

① 「国体狂信主義」の出現は、「復古神道」が「国体神道」へ、「国体神道」が「国体狂信主義」へと逸脱的成長をとげた結果であると考えられるようになり、「国体神道」＝「国体狂信主義」という見解は修正された。

② 前記の神道のいずれもが天皇を絶対視しているが、「復古神道」は、宗教性と政治性の両面を有し、特に平田篤胤までは宗教的立場にとどまっており、純粹な宗教として発展する可能性も有していた。

③ 「国体神道」は、復古神道の継承者たちが、その宗教的教説を政治上の主義に転化したものであり、これによって一君万民の国家体制が築かれた。そして、それは文部省学校教育局によって管轄され、「軍人勸諭」と「教育勸諭」によって表象された。

④ 「国体狂信主義」は、「国体神道」が内務省と警察によって、特に大正十五年の治安維持法を媒介として、国民に強制されたことによって出現した。言い換えれば、一九二〇年代後半から一九三〇年代にかけて、「国体神道」が「国体狂信主義」にむかって逸脱的成長をとげ、それが一九四〇年代前半の日本を支配して、戦争へと国民を駆り立てた。

第四節では、彼が死去の前年に上梓した、「神道指令」研究の集大成である『The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions』（一九七二年）を取り上げて、その内容を解説した。本書では「国体狂信主義」に関する記述は、かなり短縮されているが、その要点は以下の様である。

① 「国体狂信主義」は、「神道」「神社神道」「国家神道」「国体神道」「教派神道」とは区別されるべき独立の現象である。

② 「国体狂信主義」は、過激な超国家主義者や軍国主義者たちが、一九三〇年代と一九四〇年代初期に、国体の観念に与えた解釈を中核として、この観念が、警察国家の権力によって日本国民に強制されたこと<sup>(9)</sup>によって出現した。その中心となったのは内務省であった。

本論文の「おわりに」において、筆者は、今後の研究において考慮すべきウツダードの主張の要点を以下の三つにまとめた。

- ① 「国体狂信主義」は「神道」の一形態ではない。
- ② したがって、「国体狂信主義」に対して「国家神道」という用語を用いるべきではない。
- ③ 「国体狂信主義」は、一九二〇年代後半（または、三〇年代）から一九四〇年代前半までの限られた現象である。このようにまとめた上で、筆者は次のように指摘した。「近代日本の政教関係を、単一の用語「国家神道」で把握できる基本的には同質な過程と見るのか、それとも、複数の用語を用いなければならないほどの異質な段階的過程と見るのかは大切な論点であると思われる」<sup>(10)</sup>。

あらためてまとめると、ウツダードの主張を知ること、筆者は以下のような視点を持つことができた。

- ① 「神道指令」には、自らが定義している「国家神道」とは異質な禁止事項が多数含まれていること。<sup>(11)</sup>
- ② それ全体を指すとすれば「国家神道」とは別の用語が必要であること。
- ③ 近代の神道を論ずる際には、「逸脱的成長」とでもいふべき異質な段階があることを意識する必要があること。とは言い、ウツダードの主張が全く省みられていなかったことに象徴されるように、当時は、「神道指令」が禁じ

たものをすべて含めて「国家神道」と呼ぶのが一般的で、それは抗いがたいものだった。「国家神道」と全く無関係な用語を持ち出しても無視される可能性が高かった。

どうすればいいのか。その時、ヒントになったのが、百地章氏の理論だった。百地氏は平成元年十一月刊の『国家と宗教の間―政教分離の思想と現実―』（日本教文社）に載せた「欧米各国にみる政教関係」の中で、「政教分離」を「広義の政教分離」と「狭義の政教分離」に分けて考えることの必要性を力説していた。彼によれば、「広義の政教分離」とは「思想ないし理念としての政教分離」であり、「狭義の政教分離」とは「国教制および折衷主義（管轄制）と並ぶ政教関係の一類型」「制度としての政教分離」であるとのことだった（一一五―一二六頁）。

この百地氏の議論から、「神道指令」が禁じたすべてを含める場合は「広義の国家神道」、「神道指令」が定義している「非宗教的ナル国家的祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派」をいう場合には「狭義の国家神道」と呼ぶようにすればいいのだと思いついた。そして、この区別にしたがって、「国家神道」研究史を整理してみることにした。

ちなみに、振り返ってみると、「国体狂信主義」は「神道」の一形態ではない、「国体狂信主義」に対して「国家神道」という用語を用いるべきではない、とのウツタードの主張に触れたことが種となり、それが「国家神道」に固執する島蘭進氏との論争を通じて芽を出し、「国体」と「神道」とを区別して、「国体」を「習合思想」と捉え、それをめぐる議論の変遷の中に近代日本の課題と苦悩を読み取るべきだという私の主張に結実したように思う。

## 註

(1) それらの論考には誤植や今日から見て訂正したい個所もあるが、その時点の記録という点を重視してそのままにした。

(2) 筆者は昭和五十七年四月に早稲田大学大学院政治学研究科に入学してから、近代日本の政教関係について、本格的に学びは

じめた。

- (3) 『現人神』『国家神道』という幻想（平成十五年二月、PH P研究所）の「あとがき」二六五―二六六頁。
- (4) まず「十年後に―あれは何だったのだろうか」という題で雑誌『心』に連載（昭和三十年八月―十二月）、次いで『昭和の精神史』と題して新潮社から刊行（昭和三十一年五月）、さらに同名で講談社学術文庫に収録（昭和六十年七月）。
- (5) まず、同名で雑誌『中央公論』に連載（昭和三十八年から四十年）、次いで番町書房から同名の正統二冊で刊行（昭和三十九年、四十年）。

- (6) 長谷川亮一『皇国史観』という問題―十五年戦争期における文部省の修史事業と思想統制策』白澤社、平成二十年、二頁。
- (7) 昆野伸幸『近代日本の国体論―〈皇国史観〉再考―』ぺりかん社、平成二十年一月。同「近代日本における祭と政―国民の主体化をめぐる―」『日本史研究』五七一号、平成二十二年。同「日本主義の系譜―近代神道論の展開を中心に」『日本の思想―第一巻「日本」と思想』岩波書店、平成二十五年四月、同「日本主義と皇国史観」『日本思想史講座4―近代』ぺりかん社、平成二十五年六月。なお、昆野氏における変容のメルクマールは「国民の主体化」である。

(8) 『近代政教関係の基礎的研究』（大明堂、平成九年四月）の第十章に所収。

- (9) この観点からすれば、「国家神道」を論ずる際には、警察の思想と行動の分析が欠かせない。しかし、それについての論考は多くない。かつては、葦津珍彦氏が「帝国憲法時代の神社と宗教」の「第七章 新宗教への干渉の法理」（神道文化会編『明治維新神道百年史』（第二巻）昭和四十一年四月、二四五―二五一頁）において「警察犯処罰令」について論じ、伊藤隆氏が『昭和の政治』（山川出版社、昭和五八年八月）の中で、特高警察が共産党の取締から宗教団体の取締に転じた理由を推測（三五二頁）したくらいしかなかった。漸く平成二十年代になって小島伸之氏の一連の論考が現れ、「国家神道」による「宗教弾圧」という理解は、昭和十三年前後の大日本帝国の変質と、それに伴う特高警察の取締対象の劇的な変化を見落とした謬見であることが明らかになってきた（「特別高等警察による信教自由制限の論理」『宗教と社会』第十四号、平成二十年六月、「自由権・民

主制と特別高等警察―『特高教本』を題材として―『宗教法』第二九号、平成二十二年九月。

ちなみに、「国家神道」を戦争の元凶と考えるのであれば、神道に関わる軍部の思想と行動の分析は不可欠である。しかし、これについては皆無に等しかった。平成十三年九月に「国家神道の広い用法を鍛え直す」ことに着手した島蘭進氏が、軍部について論じ始めたのは、ようやく平成二十六年十一月になってのことだった（大正・昭和期の皇道運動と国家神道―軍の天皇崇敬の宗教性―『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五一号）。つまり、真っ先に検討し、検証しなければならぬ事項が自明のこととして放置されてきたのである。後に詳しく述べるが、ここに私がいうところの「国家神道」論の公理化、自由で多様な発想に対する抑圧性が端的にあらわれている。

(10) 『谷省吾先生退職記念神道学論文集』七一―九頁。『近代政教関係の基礎的研究』三三七頁。

(11) この点については、筆者より以前に、前田孝和氏が『神道要語集 宗教編二』（昭和六十一年四月、國學院大學日本文化研究所）の「国家神道」の項目で次のように指摘している。

「神道指令」の中では「国家神道」の定義を、

日本政府ノ法令ニ依ツテ宗派神道或ハ教派神道ト區別セラレタル神道ノ一派、即チ国家神道乃至神社神道トシテ、一般ニ知ラレタル非宗教的ナル国家的祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派（国家神道或ハ神社神道）ヲ指スモノデアール

としてゐる。「国家神道」＝「神社神道」＝「非宗教的ナル国家的祭祀」といふ構造である。（中略）

今一つが、日本が再び連合国の脅威となることのないやうに連合国が排除を策した軍国主義と超国家主義の源泉とみた、イデオロギーとしての「国家神道」である。（中略）

「神道指令」は「国家神道」の二面性を述べてゐるため混乱を招き、殊にイデオロギーの面だけが後世に強調されて伝えられる、といふ過ちををかけた。（一〇一―一一頁）

（につた ひとし・皇學館大学現代日本社会学部教授）